

# 國家の「相對的自律性」と「構造的制約性」

加藤 哲郎

東京大学

—最近の欧米の國家論の動向から—

## 一 はじめに—「國家論のルネサンス」の現局面

一九六八年のS・ブーランツァスと六九年春のR・ミリバンドの著作の相次ぐ刊行、「構造主義対立主義」として特徴づけられる両者の間に交わされた論争が、今日の欧米における「國家論のルネサンス」とよばれる理論動向の発端をなしたとすれば(2)、それから十年を経た今日の展開は、右の二著と同時に生じた「誰も予見できなかった一九六八年」(3)にはじまる諸事件と、それを契機に活性化された欧米マルクス主義理論主体の新展開の波をくぐることによつて、新たな広がりや深まりを伴う局面を迎えているように思われる。そして、この欧米の理論動向は、従来のわが國の國家論研究に大きな影響を与えてきたソ連や東欧の伝統的マルクス主義理論との対抗を強く意識し、発達した資本主義のもとの國家の理論的把握を志向し実践的変革を射程に収めたものであるがゆえに、今後のわが國における國家論研究の発展にとつても無視しな

いと政治エリート」「正統化過程」等々の問題、ブーランツァスにおける「經濟の最終階級での決定」を前提とした「政治のリッジ・モデルな理論」の面での、「構造としての國家と実践としての階級闘争」「権力ブロック」「孤立化作用」等々の問題であり、それらを基礎づけるマルクス主義的方法の問題であったが、これらの問題提起はその後も批判・補足されつくり返し討論され、また、ミリバンド、ブーランツァス自身によつても新たに展開されてきている(5)。この論争の評価においては、両者が客観的に提起していた旧来のマルクス主義國家論における「還元主義」「經濟主義」批判と「國家の相對的自律性」の問題が一つの基礎をなし、一方で、イギリスの社會學者たちにもみられるように両者の提起した「相對的自律性」をいっそう強調する方向での理論化が進行し(6)、他方、両者が共に「經濟と政治および國家の關係——いわゆる「構造的制約性」——を把握することに成功し、いな」として、西ドイツの「國家導出」論争に典型的な「資本蓄積と國家形態の關係」を理論化・体系化しようとする諸研究が現われてきている(7)。

この過程に特徴的なことは、「國家論のルネサンス」が、イギリス、フランス、西ドイツ、イタリアから南欧、北欧、アメリカへと広がり(8)、マルクス主義に近しい理論サークルの中に留まらず、近代政治学・社會学の支配的なアメリカや実証主義・経験主義の根強いイギリスや西ドイツ等で伝統的アカデミズムの世界にも浸透していったことである。また、より内容に即してみると、発達した資本主義のもとの國家の変革に関わるネオロミニズムの政策的・理論的展開と、現代資本主義國家の解所をめざした「國家論のル

現代國家・社会分析においてしばしば自明の前提とされてきた「資本主義の全般的危機」や「國家無資資本主義」といった現代資本主義把握はもはやマルクス主義者たによつて前提とされてはいないし、國家「階級支配の道具ないし機關」とする國家観そのものが批判的検討の対象とされ、「単古資本と國家の繁華・融合」という現代國家像、さらには「アソシエト民主主義」「資本主義的商品流通の上層構造」とみる「常識」等々が大きく揺らいできている。民科法律部会では、かつて資本主義のもとの經濟—國家—法の關係をめぐる「國家無資論」の討論が行なわれたというが、欧米の「國家論のルネサンス」で開かれてはいるものは、いわば、そうした討論の理論的枠組そのものの有効性なのである。そこで、小論では、「マルクス主義のルネサンス」の一環として展開されている「國家論のルネサンス」の最新の動向を紹介しつつ、諸科學の共働による現代資本主義國家分析の前提となる若干の問題を検討してみよう。

「ルネサンス」の発端としてしばしば言及されるミリバンド・ブーランツァス論争の提起したものは、ミリバンドによる政治と國家の「相對的自律性」の理論的、実践的変革を志向する「經濟と

ルネサンス」との交錯が、注目される。即ち、ネオロミニズムは、(1)旧来の伝統的マルクス主義國家論を、(2)「國家無資資本主義國家論」(9)、(3)「ブロンクリアート独裁」や「旧國家機構の粉砕」問題(10)、(4)「國家の死滅」問題(11)等で大膽に「修正」(12)し、(5)マルクス主義政治理論ないし國家理論の歴史を再把握し、(6)國家を「支配階級の階級抑圧の道具」とする伝統的國家観そのものをも再検討しはじめているが、こうした展開は、「文化と政治組織との弁証法」という新たな「學問と政治の關係」理解のもとでも、それ自体「國家論のルネサンス」の一部にくみこまれてきている。

小論の直接の課題は、右のような現局面の特徴に留意しつつ、伝統的アカデミズムの世界に浸透しつつあるマルクス主義國家論の展開を、一九七五年の西ドイツ政治学会、一九七七年のアメリカ政治学会、同年のイギリス社會学会、という三つの学会レベルでの報告・討論記録を主たる素材として、國家の「相對的自律性」と「構造的制約性」との連関という問題に焦点をまわつて、紹介・検討することである。

## 二 「國家の相對的自律性」問題の所在——アメリカ

現局面での動向を示すものとして、まず、一九七七年のアメリカ政治学会での報告をとりあげよう。会員数一万五千人を超え行動論的アプローチが圧倒的なアメリカ政治学会で、國家の問題が分科会テーマにとりあげられたこと自体「國家論のルネサンス」の現局面を象徴するものであるが、こゝで行なわれた報告、C・B・マフ

アーン「誰が國家の理論を必要とするか」、R・ミリバンド「國家の相対的自律性」は、國家論の現局面での特徴を概観する上で有益なものである(16)。

マクファアーンは、すでに多くの邦訳書でわれわれにもなじみの深い政治学者であるが(17)、その報告に、二〇世紀後半の政治理論を、(1)既存の自由民主主義社会を基本的に受容するもの(経験論、哲學的自由主義者)、(2)自由民主主義的諸価値を支持するが、それを實現しえない現存する自由民主主義社会と國家を拒否するもの(社会民主主義者、マルクス理論のすべては受容しない社会主義者——マクファアーン自身もここに属する)、(3)マルクス主義者、と区分し、(2)と(3)にとって國家論が必要であり、かつ協力しあわなければならないことを説くものである。そのさい、自己の所属する(2)の立場は、旧来の「市場モデル」にもとづく理論化から離れて、マルクス主義國家論の最近の発展(アランツァス、ミリバンド、『ニュー・レフト・レビュー』誌、『キャピタリスト』グループ、ハーバース、オコンナーらがあげられている)から学ぶべきだとし、その内容として、(1)マルクス主義による人間の發展可能性と資本によるその力能の商品化についての把握、(2)資本蓄積条件維持のための國家の役割、(3)資本蓄積推進の國家の新しい機能と新しい問題(福祉國家設置、財政的經濟管理、インフラストラクチャー、総資本の利益のための個別資本の活動の制限、市場安定装置、および、そこから生じる総資本と個別資本の利害対立)、(4)後期資本主義の三セクター(独占、競争的私的小企業、公的セクター)の存在、(5)經濟の政治化、國家の資本蓄積への依存が生み出す二つの矛盾と

危機(蓄積の必要と有権者の支持確保の矛盾による「正統性危機」、蓄積の維持と財政の膨大化に関わる「財政危機」)があげられる。そして、四つの論点を提示する。(1)國家の正統性の問題は、有権者の実質的多数者である(4)公的セクターの職員、(5)福祉國家の受益者、(6)民間の組織労働者、に対しては國家の經濟介入で正統化がより容易になってきているが、逆に、(4)個々の資本所有者に対しては困難になってきている。そこで、総資本の長期的利害の立場からの、國家による個別資本の説得や優遇措置が必要とされてくる。(2)國家論においては、市場モデルから導かれた旧来の多元主義モデルとは異なる、新しい「逆多元主義」のモデル、即ち、國家が資本からの「相対的自律性」をもって資本自体を多元化するようなモデルが必要とされる。(3)この「相対的自律性」の存在は、資本主義と國家の人間の諸目的實現の上での無能力を意識し自覚した公衆が政治的・組織的に行動することにより、資本の目的を人間の目的におきかえる可能性を導く。(4)國家論の任務は、(4)國家と資本主義社会の必然的なまた必然的に変化しつつある関係の解明、(5)資本主義社会と國家の本質的・人間的必要・能力の實現可能性の制限の問題の解明にある。マルクス主義は(4)について業績をあげているが(5)については相対的に無視している。人間の必要・欲求・能力についての大理論(ブランド・セオリー)が必要であり(マクファアーン自身はこれを追求しつつけている)、それとマルクス主義との共同が必要である、と。——右のマクファアーンの議論のうち、「逆多元主義モデル」についてのみコメントしておけば、マクファアーンは「國家論のルネサンス」をよく学んでいるにもかかわらず、道真主

義的國家観を脱け出していないことを示している。後述する國家と關係説との関わりでいえば、社会自体の「多元主義的」關係の「凝集」として國家が把握するべきなのであり、「國家による資本の多元化」は、「自立化」し「制度化」した國家の、「自律化」の一作用として捉えらるべきと思われる。

ミリバンドの「國家の相対的自律性」と題する報告は、資本主義國家が資本主義体制の「構造的制約」のもとにある「階級國家」であることを前提としたもので、「相対的自律性」のまたる問題を、「執行權力」の「經濟的支配階級」からの「自律性」において考察している。ミリバンドは、ファシズム、権威主義的國家が「相対的自律性」の極端な表現であるとみなし、ブルジョア民主主義政体においては執行權力は種々の方法で拘束されているものの、例えばアメリカ大統領の北極開始時の決断にみられるように、政策決定上での自律性があり、結局「國家の相対的自律性とは、すべての資本主義的政体において、國家が非常に大きなマニピュレーターの領域を持つことを意味する」と規定する。そして、資本主義國家の機能は資本主義体制の防衛にあり、「その階級國家としての役割の完遂の本質的条件」として「自律性」が必要であるとし、「その自律性が大きければ大きいほどその階級的性格は著しくなる」として、「資本主義國家の、より大きな自律性のための闘争」とまでいきる。そのさい、支配階級からの「自律性」とともに、労働者階級からの「自律性」の問題にも言及し、「自律性」は労働者階級を従属させる機能をもつことを——マクファアーンと同様に——指摘する。次に、國家機構の諸要素間の矛盾・対立の問題を論じ、國家は一枚岩

「モノリスティック」ではなく体系「システム」なのだから政策が完全に一致することがむしろ稀有なのであり、資本主義体制の防衛という枠内でこれらの対立が「自律性」の問題の一部をなすことがのべられる。但し、これら國家機構内の対立を「階級諸分派の代表」とみなすこと(これはアランツァスを意識しているが名指してはいない)は、歴史的・社会的・イデオロギイ的・政治的領域の複雑性を看過した道具主義的・經濟主義的還元主義である、として退ける。ミリバンドの結論は、「國家と支配階級(従ってきた他の諸階級)との關係は、とりわけブルジョア民主主義的政体との関連では、複雑で高度に媒介的・間接的な事柄である」とする、それ自体はきわめて平凡なものである。しかし実は、ミリバンドはここから左翼政權の問題に論点を移し、そこにむしろ、この報告の主眼がおかれているように思われる(18)。ミリバンドによれば、左翼政權樹立による「政府と全支配階級の間の新しい種類のギャップ」が、「左翼によつて「占領」された國家の一部」と「外国の資本家政府および国際資本家機関の援助を受けた支配階級」との「戦争状態」「國家の分割状態」を生ぜしめ、國家自身が「階級闘争の主要な領域」となる。そこでは「相対的自律性」は、一方で、民主主義化と政府の防衛のために労働者階級およびその従属階級の支持をえて縮小する方向に作用し、他方で、左翼政府自身の高度の政策判断・決定能力が要請されるという意味で拡大する方向にも作用する、という。ミリバンド自身は、このような政府を「社会主義國家に移行するかもしれない資本主義國家に戻るかもしれない」と述べるに留まるが、そのことによつて彼は、「國家の相対的自律性」

の問題こそ資本主義国家の変遷過程において決定的なものである」とを、示唆しているのである。

### 三 「相対的自律性」をめぐって——イギリス

右にみたアメリカ政治学会における議論が、「国家の相対的自律性」問題の所在を輪郭的に示したものであるとすれば、同じ七七年のイギリス社会学会年次大会での「権力と国家」をめぐる討論は、その「自律性」の論理をいつそう具体的に深めようとするものである。ここでは、マルクス主義の立場を公然と主張し、イギリス共産党の共産主義大学の講師でもある二人の論者、B・シノンフとB・ヒンデスの報告をとりあげてみよう(9)。

シノンフ報告「資本主義と民主主義——最良の可能な政治的外皮」は、その表題からもうかがえるように、ブルジョア民主主義＝商品交換の論理を反映した資本主義の上部構造とみる伝統的マルクス主義の「通説」に果敢に挑戦したものである。前提されるのは、アランツァスの国家Ⅱ「相争う階級間の力関係の凝集物(コンデンサーチ)」という規定以来、欧米の「国家論のルネサンス」で一つの潮流を成してきた国家Ⅱ関係説の徹底した立場(20)であり、国家を「生産様式」ではなく「社会構成体」に関わらせる立場である。(4)国家は、一つの「権力」主体(サブジニクト)というよりも構造の総体(アンサンブル)である。(5)国家は、中立的道具というよりも政治支配の体系(システム)である。(6)国家は、ある一定の局面において社会的諸力の变化する均衡を反映する一つの複

雑な社会関係である(この題意から、民主主義は、「社会的諸力の政治的代表の形態」と把握され、(a)資本主義と民主主義の適合を自由市場から説明する「社会的市場経済」理論(M・フリードマン、L・クラークら)、(b)民主主義を資本主義の搾取を隠蔽する商品交換の論理の反映、すなわち諸資本間競争の反映とみなす「資本の論理」学派(S・M・リッパ、アルトフ、リッターら)西ドイツ「国家論」論者、これに影響を受けた「ニエミニ」が共に退けられる。前者(1)によつて競争的資本主義は民主主義の必要条件ではあるが十分条件ではないと認めらる。後者(2)によつても「例外国家」の存在と、利潤率の傾向低下運動による国家介入と自由主義国家の崩壊が認められ、資本主義と民主主義の必然的結合は論証されない。また、そもそも自由主義国家形態は、資本蓄積との関わりでは初期の段階の、しかも世界市場的にはごく一部の国々でしか生じなかったのだから、一般化はできない、という理由からである。そして、国家は「生産様式」ではなく「社会構成体」に関わるとする先の視点から、T・ヴェニングラフの「資本主義国家の二重運動」仮説(21)、B・ムーアの資本主義国家形態は農業の資本主義化の程度に依存するとする説(22)等を援用し、民主主義は、資本主義国家の「一つの可能な形態」ではあるが「最良ないし最悪の形態」とはいえないことを主張する。さらに、E・ラクロ(23)やアランツァスを援用して、民主主義の、労働者階級を「代表」レベルで参加させつつ「統治」から排除する「正統化」「改良主義化」効果、同時に、「同意と安定」は自動的・必然的には生まれないが、常に「代表制の危機」「ヘゲモニーの危機」を帯び可能性を帯び

いう「民主主義的代表性の矛盾」をめぐり、ブルジョア民主主義共和制は、ブルジョアジーが政治的・イデオロギイ的に支配的である限りで、資本にとっての最良の政治的外皮である」と結論づける。逆にいえば、国家形態は、「資本の論理」から直接導かれるのではなく、主として「政治的・イデオロギイ的力関係」に依存しているものであり、今日のイギリスは「ブルジョア・ヘゲモニーの欠如」から「議会制民主主義から同業組合的(ニエボラティブ)民主主義へ」の移行局面にあり、資本蓄積の制限は資本それ自身であるから、社会主義者と人民の民主主義的勢力は「政府の人民的統制に必要な法制的社会的条件の現実化のための闘争」に直面している、と。——ここには、「国家の相対的自律性」を、国家形態論のレベルで援用し、変革の問題に結びつける立場が理論化されている。

右のシノンフ以上にラディカルな論点を提示するのが、ヒンデス報告「マルクス主義理論における階級と政治」であり、ヒンデスは、伝統的な「国家の相対的自律性」論の論理的前提である「政治的相対的自律性」を「階級」概念を手がかりに考察し、「相対的」という形容詞を取り払った「真の(リアル)自律性」を主張するに到るのである。ヒンデスは、マルクス主義の「階級」概念の「二義性(経済的エージェントとして、および文化的・政治的勢力として)」に着目し、これがどのように理論的に解決されてきたかを、(1)階級と階級闘争を「(経済)構造の正確な作用(エフェクト)」としてとらえる伝統的マルクス主義やアルチュセールの見解、(2)共通の地位と利益の自覚にもとづく間主體的「インタラサブジニクティブ」行動にみるクニパー主義左派の見解、(3)「歴史の主体」の「階級意識

論」を導入するルカーチや「構造と区別される社会関係」を媒介するアランツァス、等のタイプに分けて考察し、(4)の「構造的原因」論はもろろんのこと、主体と構造、主体と客観的条件、社会関係と構造、等々の論理を媒介して解決しようとする(10)、(11)も結局は「生産諸関係と政治的・法的およびイデオロギイ的なし文化的諸形態との関連は、最終階級における決定という言葉で概念化されるはならないのであり、むしろ、存在諸条件とその諸条件が満たされる諸形態という言葉で概念化されなければならない。これはたとえば、ある法形態が資本主義的生産関係の存在条件として必要であるかもしれないが、その「法形態」の存在は、資本主義的生産関係それ自身によっては担保「セキニア」されないのである。生産諸関係は、社会関係の他の諸タイプ(法、政治、文化等)において一定の存在条件として示されることができ、しかし、それはその条件をそれ自身として担保することもそれが満たされる諸形態を決定することもできないのである。たとえば、資本主義的生産関係の概念の中には、イギリスと日本の商法の相違を説明する何ものもありません。こうして、ヒンデスは、「生産関係＝存在条件」の論理で、「相対的自律性」をも否定し、「政治的イデオロギイ的諸現象の真の自律性」に到達する。国家論に関わらしめると、ヒンデス自身は国家Ⅱ関係説にたつが、資本主義的国家形態は、資本主義的生産関係からでも、土台・上部構造論的に理解された社会構成体からでもなく、それらを「存在条件」として「政治的・イデオロギイ的諸関係の凝集」として把握されることを意味する。——ヒンデスは、p.

「相対的自律性」と「構造制約性」

ストらとこの視角から次々と著作をも発表しているが、そのポレミクスの鋭さに比して、自説の根拠の説明は乏しく、イギリス共産党系の理論家たちの中でもさすがに問題提起以上のものとしては受容されていないようである(26)。問題は、「国家の相対的自律性」を「真の自律性」に解消してしまふことではなく、「構造的制約性」の中でその「相対的」の意味する内容を明確にすることであり、今日の「国家論のルネサンス」の基調は、伝統的マルクス主義の「教科書」的説明と離れて、また、現実の資本主義国家の変革可能性と現存する社会主義国家の問題性・限界性を強く意識しながら、「構造的制約」と「相対的自律」の連関を問う苦悶の過程にあるのである。

#### 四 「構造的制約性」をめぐる——西ドイツ

この苦悶を端的に示すのが、ひとつはブーランツァスの国家論のこの十年間の「転回」であり(27)、いまひとつが、次にみる西ドイツの理論状況であると思われる。西ドイツは、マルクスの母国としてヘーゲル・マルクスの思想的根強い伝統があり、しかも、ソ連・東ドイツ型の「正統派」的マルクス主義の影響力は弱いという特殊な理論的環境にあり、このことが、一九七〇年のドイツ社会学会でのハーバーマス、アグノリ批判からはじまるとされ、七五年秋のドイツ政治学会の中心論題に「現代国家の正統性問題」が採りあげられるにいたる、「国家論のルネサンス」の展開を可能にしたのである。この七五年政治学会の記録は「ブルジョア国家と政治的正統

性」という著作としてまとめられているが、そこでは、J・ハーバーマス、C・オッフエらの「正統性」論者の潮流と、これを「修正主義」と批判してきた「国家導出」論者たちとの、学会レベルでの「対話」がおこなわれ、同時に、地方自治、軍事、労働組合等の各論レベルでの実証研究が発表されている(28)。オッフエの「正統性危機」論やJ・ヒルツェらの「国家導出」論争についてはすでにわが国でもいくつかの紹介がなされており(29)、また論争を整理した英・独語の著作も発表されているから(30)、ここでは、西ドイツの国家論争で提起されたいくつかの注目すべき方法的視角を、「相対的自律性」および「構造的制約性」との関わりで、紹介するに留めておく。

オッフエに代表される「正統性」論についていえば、「相対的自律性」との関わりではヒンデスらの「真の自律性」の主張に近くなる。ただし、国家活動を資本蓄積との関わりで考察し、国家の生産活動を使用価値と連関させるような論理は、やはり「ドイツ的」なものである。

「国家導出」論争の提起するものは、(1)伝統的な土台・上部構造論にもとづく「経済による政治および国家の規定」ではなく、経済も政治もどちらも社会関係の一形態とみなし、むしろ、社会が経済と政治に分裂する論理を探究し、国家の唯物論の規定に焦点をあてていること、従ってまた、国家＝道具説ではなく国家＝関係説の視点で、「国家形態および機能」を問題にしていること、(2)そのさい、資本蓄積と国家形態の関係に着目し、資本蓄積を資本関係(諸資本間競争と集積・集中、資本・賃労働関係と階級闘争)の再生産とそ

れを基軸にした社会関係全体の再編の動的過程とみなし、利潤率の傾向的低下法則とその反対傾向の動員の必要＝過剰蓄積＝資本流働(資本の限界)から国家介入の必然性を導き出す論理を導入していること、従ってまた、資本主義国家形態＝民主主義というア・ブリアリオリな前提に立たず、むしろ現代資本主義国家＝「介入国家」を表象しつつ論理をくみだてる発想がみられること(このことが「正統派」から「独占階級論の欠如」として批判されることになる)、(3)「国家形態」導出にあたって、「社会的総資本」＝「資本の一般的利益」の理念型的性格に着目し、資本の現実的存在形態＝独占のもとでも排除されない個別資本間競争と、資本・賃労働関係をも含む諸社会関係の凝集である国家との関わりを重視し、「国策資本主義」論の「権着」「従属」「融合」等の規定への批判的視点を提示していること、(4)「国家機能」導出にあたって、「生産の一般的諸条件」概念に着目し、ここにインフラストラクチャーや労働力商品市場操作、等を導入して国家機能論の「階級抑圧」や「イデオロギイ的正統化」に留まらない豊富化を行なっていること、(5)これらを媒介的論理としつつ、「国家活動の限界」を「資本蓄積の制限」から導き、正統性危機や「財政危機」を含め「国家の危機」ないし「国家諸装置内の矛盾」にまでつきつめる方向を示唆していること、(6)以上の全体にわたって、マルクスの政治論文やエンゲルス、レーニンに依拠する「政治主義」の立場を退け、『資本論』を「政治経済学の唯物論的批判」＝社会関係の理論として読み直し、これを現代資本主義＝「後期資本主義」の表象とつきあわせ格闘する視点を示していること、等である。

「国家活動の限界」＝「構造的制約性」と関わりしめて七五年政治学会での討論を一つだけ紹介しておけば、「導出」論者たちの中で法形態の問題を特に重視する論理を提示してきたB・ブランクが、(1)商品流通の規定＝広義のシステム限界、(2)資本再生産の規定＝狭義のシステム限界、(3)階級関係の規定＝国家の活動限界、とする理論モデルを提起している(31)。

#### 五 おわりに——国家論の学際的発展のために

最後に、以上にみた欧米の理論動向に学びつつ、「国家の相対的自律性」問題の今後の検討方向について、若干の私見を付しておこう(32)。

(一)前提するべきは、土台・上部構造ないし社会構成体として理解されてきた歴史的「社会」の概念を、より基礎的な「社会諸関係の総体」のレベルで把捉直すことであり、「相対的自律性」を、社会関係の「自立化(Verselbständigung)」→「制度化(Institutionalisierung)」→「自律化(Autonomisierung)」という生産力(精神的生産を含む)と分業の展開に伴う、そして階級社会での「物象化」に伴う、社会発展＝社会関係の累重化の一相面、として理解することである。

(二)「国家の相対的自律性」とは、従って、国家的社会関係の他の社会諸関係からの凝集(自立化→制度化→自律化)と、制度化し自律化した国家的社会関係の、生産関係を含む他の社会関係への作用との、一つの側面を含むものとして理解される。歴史＝論理的にいえば、諸関係の未分化な社会(原始共同体)から「原始民主制」と

137 国家的「相対的自律性」と「構造的制約性」

よばれる自立化局面を経て「公的権力」が制度化・自律化する論理、それが「階級権力」として成立する論理、及び、将来社会における「国家の社会への再吸収」≡国家の死滅の論理が解明されること、が、資本主義国家の「自律性」分析においても前提となる。

資本主義国家については、右の公的権力が、特殊な公的権力として、(a)諸階級構成員全体(諸「市民」)に対して、「自律性」を確保する論理(国家と市民社会)がまず解明され、(b)国家の全体としての支配階級に対しての「自律性」(階級意思≡国家意思)、(c)個々の支配階級構成員に対する「自律性」(個別的階級利害≡階級意思)、(d)このメカニズムを制度化しかつ担保する国家装置≡統治集団の「自律性」(官僚制)、(e)国家装置≡統治集団内部の分業に関わる「自律性」(権力分立、国家装置内諸矛盾、地方政府)、(f)これらのメカニズムへの被支配階級包摂≡正統化のための独自の「自律性」(国家イデオロギー)、等々がそれぞれ独自の分析対象とならなければならない。

四これらの「自律性」への「構造的制約」が、資本主義積との関わりで解明されなければならない。資本主義は、(a)資本・賃労働関係の再生産≡階級闘争、(b)諸資本間競争の再生産≡独占、(c)「資本の限界」の再生産≡過剰蓄積、の三重の過程として理解され、これが基軸となつて、「国家の相対的自律性」の形態転化、および、制度化し自律化した国家の蓄積過程への消極的・積極的介入の論理が明らかにならなければならない。

四これらはすべて社会諸関係の国家装置への凝集≡制度化し自律化し、国家への諸階級関係の浸透、の両面をめぐつてめぐる要である。

(ed.) Paris 1976; *L'Etat, le Pouvoir, le Socialisme*, Paris 1978. 以下のほとんどが漢訳・邦訳をたしめる。

- (5) A. Hunt (ed.), *Class and Class Structure*, London 1977.
- (7) J. Holloway/S. Picciotto (ed.), *State and Capital*—A *Marxist Debate*, London 1978, の序章 *Toward a Materialist Theory of State* 参照。
- (8) これまで註記したものの他に、イギリスでは、P. Anderson, *Lineages of the Absolutist State*, London 1974. J. M. Maguire, *Marx's Theory of Politics*, London/New York/Melborne 1978, を前掲 Holloway/Picciotto が批判する Neo-Ricardians (Glyn/Satcliffe, I. Gouch) 及び Fundamentalists (Yaffe/Bullock, Fine/Harris) の経済学者たちの国家論。フランスでは、C. Buci-Glucksmann, *Gramsci et l'Etat*, Paris 1975. J. Fabre/F. Hincker/L. Sève, *Les Communistes et l'Etat*, Paris 1977. J. P. Delilez, *L'Etat du Changement*, Paris 1977. 邦訳されている、L. アルチエール(西川長太郎訳)『国家とイデオロギー』福村出版、一九七五年、E. ハーバール(加藤晴久訳)『プロレタリア独裁とは何か』新評論、一九七六年、同(今村仁司訳)『史的唯物論研究』新評論、一九七九年、など。西ドイツは後述、イタリアについては、別稿が本誌所載のことなので省略するが、L. グルッピ、P. イングラホ、N. ボンビオ、U. チェルローニ、G. ヴァルベ、L. パンソンの研究が注目される。スペインには、エロコニズムの最大の問題作、S. カリヨ(深沢・高橋訳)『エロコニズムと国家』合同出版、一九七六年、他、V. M. Perez-Diaz, *State, Bureaucracy and Civil Society*, London 1978, があり、前掲G. テルボーンはスウェーデンの理論家。アメリカでは、サンフランシスコを中心とした Kapitalistate Group (前掲E. O. ライトマンの一人) J. O'Conner, *The Fiscal Crisis of the State*, New York 1973. H. Draper, *Karl Marx's Theory of Revolution*—*State and Bureaucracy*, 2 Vols., New York/London 1977. A. Szymanski, *The Capitalist State and the Politics of Class*,

きである。「相対的自律性」の喪失は、支配階級の「ヘゲモニー危機」≡国家の「正統性危機」≡階級闘争の国家諸装置への浸透による「国家危機」を孕み出すものとして、従つてまた、この「国家危機」を生み出しうるまでの階級闘争こそが被支配階級にとっての「国家の社会への再吸収」の一階梯であるものとして、理解されなければならない。

こうした問題についての本格的展開は、他日を期すほかはない。ただ一つ確実なのは、国家論は、いまや、政治学・法学・社会学・経済学・歴史学等の共通の課題であり、学際的協力なしには一歩たりとも前進しえないであろう、ということである。

- (1) N. Poulantzas, *Pouvoir Politique et Classes Sociales*, Paris 1968 [田口・山根訳『資本主義国家の構造』、未来社、一九七八年、IIは未完。R. Miliband, *The State in Capitalist Society*, London 1969 [田口富久訳『現代資本主義国家論』、未来社、一九七〇年]
- (2) これについては、田口富久『現代政治学の諸問題』(未来社、一九七三年) 同『マルクス主義国家論の新展開』(青木雄店、一九七九年)
- (3) E. Hobsbawm: 1968—A Retrospect, in, *Marxism Today*, May 1978.
- (4) E. Lackau, *Politics and Ideology in Marxism Theory*, London 1977. G. Therborn, *What does the Ruling Class do When it Rules*, London 1978. E. O. Wright, *Class, Crisis and the State*, London 1978.
- (5) ユリバンズの *Marxism and Politics*, London 1977, および、同年の *The Socialist Register* 所収の諸論文、アランソンの *Fascism et Dictature*, Paris 1970 [田中正人訳、社会評論社、一九七八年]、*Les Classes Sociales dans le Capitalisme Aujourd'hui*, Paris 1974; *La Crise des Dictatures*, Paris 1975; *La Crise de l'Etat*, Oregon 1978. A. Wolfe, *The Limits of Legitimacy*, New York/London 1977, など。
- (9) エロコニズム等々の問題と文脈については、拙稿「エロコニズムの射程」、『マルクス主義研究』ゼミナール発行連年編『マルクス主義研究年報』一九七八年版、合同出版、一九七八年、所収、参照。「国権論」国家については、P. ボンカラらによる「利潤率の傾向的低下法則」を基軸に過剰蓄積≡資本価値の論理(いわゆる「危機論」を探らずに)「国家の経済への介入」を説き、国家と独占の関係を「融合」「癒着」「従属」ではなく「矛盾の統一」「非同一的統一」「相互浸透」等とする展開(大島雄一他訳『国家と資本主義』上、下、新日本出版社、一九七四年、金子重喜編訳『フランス経済と共同政府綱領』、大月書店、一九七四年)と、それに対するアルチエール、ハリバールらの批判(前掲著者の他、平田清助氏の『エロコニズム』や『経済評論』等での度々の紹介、参照)。
- (10) S. カリヨの「国家の民主的変形」テーゼ(前掲訳)の他、国家の「二重機能」的把握から「公的機能の全開閉化」を説く前掲J. アルチエールの論議、数十年規模の「長期の二重権力」説を採るC. Buci-Glucksmann: Gramsci und der Eurokommunismus, in, *Beiträge zum wissenschaftlichen Sozialismus* (以下、B&WS), Nr. 12, 3-1977, 「軍隊の民主化」を説く J. Woddis, *Armies and Politics*, London 1977. 「警察の民主化」を説いた R. Reimer: *The Police, Class and Politics*, in, *Marxism Today*, March 1978. や他、J. Bloomfield (ed.), *Class, Hegemony and Party*, London 1977. S. Hibbin(ed.), *Politics, Ideology and the State*, London 1978, など。
- (11) 資本主義的中央集権国家の変革過程で「国家の廃絶」はすでに始まっているとするイタリアのマルクス(vgl. Projekt Klassenanalyse: Strategiediskussion im Westeuropa, in, B&WS, Nr. 11, 2-1977) 社会主義国家の現実と照らし「国家の死滅」を軸として「長期的社会化」を説くフランスのJ. エロコニスタ(J. Elleinstein: *Der Sieg der Linksumion und seine Auswirkung auf das internationale*

Kraftverhältnis, in, *BzWS*, Nr.12, 3-1977) 「国家」は死滅するが「政治」は「参加」「公共性」として残るとするイギリスのガン(R. Gunn: *Marxism and Ideas of Power and Participation*, in, J. Bloomfield (ed.), *op. cit.*) 池田マルクスから「政治」は死滅するが「統治」は残るとする論理を抽出し強調する前掲 J. M. キーブルの著書「社会主義と官僚制」に注目する前掲 E. O. ライト(特にレーニンとチャーチルの官僚制論の比較)やケンガリー人ヘゲモニスら(A. Hegdus, *Socialism and Bureaucracy*, London 1976; *The Structure of Socialist Society*, London 1977) など。しるまじは、これらは「法の死滅」の問題に局限してゆく。

(12) ニエロコニニズムは「修正」は「修正主義」ではないとい、「現代的修正」の必要を公然と主張している。カリリ、前掲批評のほか、G. R. Urban(ed.), *Eurocommunism*, London 1978, における M. アスカラチ(スペイン)、L. L. ラチイ(イタリア)、J. ニランスタン(フランス)の巻言。

(13) これについては、前掲拙稿 参照。

(14) 典型的には、イギリス共産党のロンドン共産主義大学(一九七七年)での講義、B. Jessop: *Marx and Engels on the State*, in, S. Hiddin (ed.), *op. cit.* における、スターリン的・レーニンの国家観道義説の起源をエンゲルスに求め、マルクスの国家観を再興しようとする試み。

(15) 前掲拙稿 参照。

(16) 以下の紹介を含め、C. B. Macpherson (Univ. of Toronto), *Who Needs a Theory of the State?*; R. Miliband (Univ. of Leeds), *The Relative Autonomy of the State*, Prepared for delivery at the 1977 Annual Meeting of the American Political Science Association, Washington, Sept. 1-4, 1977, のタイク印刷。資料が、田口富久治氏より入手し、名大大学院課題ゼミでの討論を参考にした。

(17) 栗田隆三訳「現代世界の民主主義」岩波新書、一九七七年。田口富久治の自由民主主義を主張する。岩波新書、一九七八年。西尾・

藤本訳「民主主義理論」一九七八年。三省堂雑誌『所有個人主義』木野社、岩波。

(18) 「リベラリズム」ニエロコニニズムに対する「同情的批判者」として「国家の問題の過小評価」を警告を寄している。R. Miliband: *Constitutionalism and Revolution—Notes on Eurocommunism*, in, *The Socialist Register 1978*, London 1978.

(19) 以下の紹介を含め、B. Jessop (Essex Univ.): *Capitalism and Democracy—The Best Possible Political Shell?*; B. Hindess (Univ. of Liverpool): *Classes and Politics in Marxist Theory*, in, G. Littlejohn/B. Smart/J. Wakeford/N. Yuval-Davis (ed.), *Power and State*, at the 1977 Annual Conference of the British Socialist Association, London 1978. 本書は、この二篇を含む十篇の報告・議論を収録している。

(20) 最近の「リベラリズム」は「国家」を「個々の生産様式に特有な法的・社会的・経済的諸関係を集中し物質化したものの総称」(L'Etat, le Pouvoir, le Socialisme, p. 29). として、藤田勇氏「国家としての社会的・経済的・法的諸関係を集中し個人・個人間の社会関係の特定からなる「法的支配」後関係の全社会的規範での構成」の中に国家を位置づける報告を「一九七九年」に提起している(藤田「注」『現代世界の民主主義』岩波新書、一九七七年、一三三頁)。B. Jessop の国家論は、前掲 *Marx and Engels on the State* の他、著作として、*Social Order, Reform and Revolution*, London 1972; *Conservatism, Traditionalism, and British Political Culture*, London 1974.

(21) 資本主義国家を「長期的・本質的に抑圧傾向」短期的な国家形態の転換、この二重性について把握する仮説 T. Wengraf, *Notes on Marx and Engels of the Development of the Capitalist State*, mimeo, 1970.

(22) B. Moore, *The Social Origins of Dictatorship and Democracy*, London 1968.

(23) ラクローの「生産様式」に関わる階級闘争、階級イデオロギー、それは区別されて「社会構成体」に関わる(直接には階級性を含まない)人民民主主義的(popular-democratic)闘争及びイデオロギー(マン・ユナリスム、ポロノリスム等)としての図式。E. Laclau, *op. cit.*,

(24) 同じ問題を扱ったイギリス共産党ロンドン共産主義大学での講義 *The Concept of Class in Marxist Theory and Marxist Politics*, in, J. Bloomfield(ed.), *op. cit.*, の他、P. ヒルストらとの共著 *Pre-Capitalist Modes of Production*, London 1975; *Mode of Production and Social Formation*, London 1977; *Marx's Capital and Capitalism Today*, 2 Vols., London 1977-78; および講義 *Sociological Theories of the Economy*, London 1977. これらへのイギリス共産党系社会学者の批判的意見が、A. Hunt: *Class Structure and Political Strategy*, in, *Marxism Today*, July 1977. あるいは厳しい批判として、P. Corrigan/D. Sayer: *Hindess and Hirst—A Critical Review*, in *The Socialist Register 1978*.

(25) フランソワーズは「政治権力と社会階級」(一九七八年)で、マルクス主義理論のいわば「政治学的適用」として出発しながら、「階級間の相互浸透」や「実践的階級闘争の構造」「国家への反作用」を認め、国家を「相対的自律性」の「階級間の力関係の媒介物」として捉える立場を明示した『今日の資本主義における社会階級』(一九七四年)を経て、『国家、権力、社会主義』(一九七八年)では、「資本の過剰剰取、価値と労働力の管理再生産における国家の役割」や「利潤率の傾向的低下に逆作用するものとしての国家介入」などを、ヒルストらの議論を採り入れるなど、この十年で大きく「転回」している。また、『フランスと独裁』(一九七〇年)当時のやや毛沢東主義の女性職員は、「直接民主主義と代表民主制の結合による国家の根本的変形」「人民大衆の階級による国家階級内での力関係の修正」など、国家観を徹底することにより、ニエロコニニズムの政治路線に大きく近づいてきている。これについては、N. Poulantzas: *Toward a Democratic Socialism*, in, *New Left Review*, No. 109, 1978.

(26) R. Ebbighausen (hrsg.), *Bürgerlicher Staat und politische Legitimation*, überarbeite u. ergänzte Referate u. Diskussionsbeiträge, die Arbeitsgruppe >Staatstheorie< auf dem Duisburger Kongreß der Deutschen Vereinigung für Politische Wissenschaft im Oktober 1975 vorgelegt hat, Frankfurt/M 1976. 編者エロコニニウゼンの序論の他、「国家と権威——正統性問題の概念化と理論的討議のための寄稿」として、K. クリスチア、C. ホンツ、D. ロンク、V. ロンク、B. フランク、T. アンホルトの論文が、また、「後期資本主義における国家と正統性——経験的所見」として六本の報告が収録されている。

(27) 前掲田口「マルクス主義国家論の新展開」の他、影山日出弥「国家論における「新マルクス主義」ニエロコニニズム学派」「現代と思想」第一八号、八木紀一郎「西ドイツにおける「国家」の再出題」の討論、名大『経済科学』第二巻第一号、西田五「西ドイツにおける「国家論」のルネサンス」『経済』一九七八年七月九日。

(28) 英語訳、ヒルストに共感する前掲 J. ホロウェイらの編者、ドイッラで「正統派」の立場からの C. Butterwegge, *Probleme der marxistischen Staatsdiskussion*, Köln 1977. 以下のまひめ、上記論文を中心とした名大大学院田口ゼミでの筆者の報告および討論、めらに、C. Offe, *Strukturprobleme des Kapitalistischen Staats*, Frankfurt/M 1972; J. Habermas, *Legitimationsprobleme im Spätkapitalismus*, Frankfurt/M 1973; Braunmühl/Funken/Cogoy/Hirsch, *Probleme einer materialistischen Staatstheorie*, Frankfurt/M 1973, および、J. Bishop の *Projekt Klassenanalyse* の一連の著作に *BzWS* 誌をとり、筆者なりにまとめたものである。

(29) R. Ebbighausen (hrsg.), *a. a. O.*, S. 209 に、この関係がシステム論的に図示されている。

(30) 以下のスケッチは、以上の検討のあと、一九七八年二月二日に筆者がおこなった第二〇回東京経済法学校での講義「現代資本主義と国家」の一部である。

ろい教養と社会的常識、マナーを備える日常の努力がなければ、労働組合が社会的評価を高めることができないと考える。また、資本が優秀な人材を金でかかえ、労働者にたいする「合理的」支配をつねに企てている状況下で、実務能力を高めなければ太刀打ちできそうにない。その一つである書く能力の低さが、どれほど時間を無駄にし、すぐれた活動をひろく知らせず埋もれさせてきたことであろうか。

第三に、争議組合、とりわけ大企業を相手とて勝利してきた倒産争議組合のたたかいの教訓を学ぶ必要性である。ここには団結を固めるための涙ぐましい努力があり、全員参加のための周到な配慮がみられる。大企業を大衆的に包圍し、孤立させるためにみずからの頭で学び、考え、上部組合に甘えない自主性がある。みずからの要求と大衆的要求を結合させ、地域にあつては地域の諸問題を争いの中心に座を占めたがんばりがある。そしてなにより、人間の尊厳に根ざし、人の心をうつ運動を展開してきた美しい姿があるからである。

## 「国際化」のなかの日本労働者階級

加藤 哲 郎

かとうてつろう  
一九四七年一月生れ  
一橋大学助教授

「国際化」は、今日の日本資本主義の動態を示す、キー概念の一つである。かつて、一九六〇年代に「貿易・為替・資本の自由化」が語られていたとき、そこには、外国商品・資本の国内流入による「外圧」のイメージをとまっていた。今日の「国際化」は、ある意味では正反対である。それは、輸出中心の経済大国化、先進国化をふまえ、つよまる世界各国との経済摩擦のなかで、いかに

に日本資本主義がいつそその対外進出をすすめ、それを可能とする国内的条件をつくるかにかかわっている。すでに、日本商品は世界をおおいつくした。それも、次つぎに世界中で現地生産をすすめている。独占資本はいまや多国籍企業化し、中小企業の海外進出も珍しくはなくなった。在外日本企業は、アメリカ人やヨーロッパ人をふくむ外国人労働者の雇用者である。しかし日本の企業内労働組合が、在外日本人労働者のことはかりでなく同一資本下の非日本人労働者の組織化にとりくんだという話はあまりきかない。外国には産業別労働組合がありそこに組織されているから、というのはいつの答えである。しかし問題の要点は、企業内組合主義が、資本と労働力の「国際化」のなかで、日本人常雇労働者だけのための利益組織という本質を暴露せざるをえないということだ。

私は労働組合運動を専門に研究してきたわけではないが、印象批評にならざるをえないが、日本の労働関係の雑誌などをながめると、「国際化」への関心はたしかに高まっている。円高「合理化」にいかに対処するか、海外現地生産は国内での失業を招くのではないか、労働戦線統一と関連して新ナショナル・センターは国際自由労連加盟になるのではないか、資本の海外進出にたいして組合はどのような態度でのぞみ規制できるのか、労働者の海外赴任のさいにどのような条件を保障させるのか、等々。しかし、なにかが欠けているような気がしてならない。日本資本主義がここまで大きくなった段階で、日本人労働者、それも企業単位での「社員」たちだけの利益を守るための組織である労働組合とは、いったいいかなる意味をもつのだろうか、と。資本の「国際化」にたいして、労働者階級の「国際化」は、幹部の視察・交流とパーティの繰り返していいのだろうか、と。

地域住民運動や婦人・平和運動は、非核自治体づくりなど、国家の枠を超えた交流をすでにすすめてきている。最近の新入社員は海外旅行を経験済みというデータもある。在外日本人



の数は、まもなく「ひとさし指の自由」を奪われた在日外国人の数においつこうとしている。階級的「国際化」政策をもたない労働運動は、ますます「冬の時代」にとじこめられるか、経済大国ナショナリズムのわなにとりこまれてしまうであろう。

## これからどうする、労働組合

木下武男

きのしただけお  
一九四四年一〇月生れ  
法政大学講師

日本の労働組合運動の舞台は、一九七五年を境に暗転してしまった。春闘は、七五年に政府・財界の力で抑え込まれてから、毎年「敗北」の山を築いている。七五年のスト権ストにたいしても政府はつよい姿勢でのぞみ、ストはなんらの成果をうることなく挫折し、これを契機に、総評は、これまでの総評運動を再建する方向ではなく、労働戦線の右翼的再編に、みずから突きますすんでいく。また、この時期から、政府・財界による公務員攻撃が激しくなり、官公部門労組は国民との分断政策の前に守勢に立たされている。労働組合の組織率の低下も七五年から始まり、今日も低下しつづけている。労働組合の地盤沈下は目をおおるべきものがある。

それは、決して一時的な後退ではない。労働組合の構造的危機ともいえる。なぜか。企業の側は、民間大企業での労働者の支配・統合を高度成長のころから營々とすすめてきたからである。その民間大企業労組が官公部門労組を孤立させ、そのうえで臨調行革路線がすすめられている。企業の側が民間大企業労組を握ることによって、あたかも日本の労働組合と労働者全体を支配しえたかのような構図ができている。これは、状況をあまりにも暗く描きすぎているかもしれないが、しかし、現実を、主体形成を、楽観主義で塗り込めてはならないと思う。容易で

はない。

われわれは、高度成長期の春闘の華々しい高揚や賃上げの成果を思い、それが、再現され、そうなることが労働組合の再生だと、もし考えるならば、それは誤りだと思ふ。高度成長期の春闘ではなく、もっとそれ以前を考えるべきではないか。「企業別労働組合の脱皮」や「未組織労働者の組織化」が議論され、なんらかの取り組みがなされた時期が、ほんの一時期だったが、あった。これらは、高度成長と春闘の間、労働組合運動のわきに置きざりにされていたのではなかったか。この残された古くて困難な課題がいま、浮かび上がってきている。

日本の労働組合の再生は、全民労協系のユニオン・リーダーの克服と、企業別労働組合脱皮と、未組織労働者の組織化、この三つの課題を統一的にすすめるべきではないかと思ふ。なぜなら、この三つは密接不可分に結びついているからである。ここに労働組合再生のむずかしさがある。

だが、これだけは確実にいえることだが、この労働組合再生は、けっして労働組合レベルだけの問題ではなく、今日、日本の財界が世界に誇る「日本的経営」、さらには日本に特有な大企業本位の社会の仕組みである「企業社会」、これらを破砕するに等しい課題である。日本における労働組合の再生とは、かくも大きく、かくも偉大なものとなるだろう。

## 労働組合運動を再生させるもの

栗田 健

くりたけん  
一九三二年一月生れ  
明治大学教授

いま世界はかなり着実な足取りで破局に向かっているようである。国際貿易摩擦が大きく取り沙汰されているが、これは過剰になった資本が利潤を生む投資活動を見出せなくなって、資本主義諸